

記入例

第1号様式（第11条関係）

設計等経常共同企業体入札参加資格審査申請書

調達課への提出日を記入する。

令和7年2月3日

（あて先）浜松市長

申請者 共同企業体の名称 浜松設備設計等経常共同企業体

代表者 住所 浜松市中央区元城町103-2
商号又は名称 株式会社浜松設備設計
代表者 代表取締役 浜松 太郎

構成員 住所 浜松市中央区住吉五丁目13番1号
商号又は名称 住吉設備設計事務所
代表者 住吉 花子

構成員が3者以上の場合は、
行を追加して記入する。
（各様式共通）

浜松市が発注する建設工事関連業務委託（建築関係コンサルタント）の入札に参加したいので、株式会社浜松設備設計 代表取締役 浜松 太郎 を代表者とする浜松設備設計等経常共同企業体を結成し、別冊浜松設備設計等経常共同企業体協定書及び指定の書類を添えて入札参加資格審査を申請いたします。

なお、この入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

（ ）内は、以下の業種の中から選択して記入する。

- ・ 測量
- ・ 建築関係コンサルタント
- ・ 土木関係コンサルタント
- ・ 地質調査
- ・ 補償関係コンサルタント

(あて先) 浜松市長

調達課への提出日を記入する。

令和7年2月3日

R6.11 に実施した令和7・8年度入札参加資格審査申請時に使用印鑑届欄に押印した印鑑を押す。
(各様式共通)

申請者 共同企業体
の 名 称

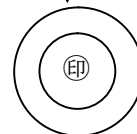
浜松設備設計等経常共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代 表 者

浜松市中央区元城町103-2

株式会社浜松設備設計

代表取締役 浜松 太郎

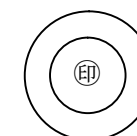


住 所
商号又は名称
代 表 者

浜松市中央区住吉五丁目13番1号

住吉設備設計事務所

住吉 花子

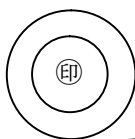


使 用 印 鑑 届

下記の印鑑を入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求及び受領に使用するため届け出ます。

記

使 用 印 鑑



浜松市との契約書や請求書に使用する印鑑(代表者のもの)を押す。

浜松設備設計等経常共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 浜松市発注に係る建設工事関連業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）の受託
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、**浜松設備設計等経常共同企業体**（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を**浜松市中央区元城町103-2**に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

協定書の締結日を記入する。

第4条 当企業体は、**令和7年2月3日**に成立し、その存続期間は〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、当該期間を経過しても、当企業体に係る委託契約の履行後〇か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所 **浜松市中央区元城町103-2**

商号又は名称 **株式会社浜松設備設計**

住所 **浜松市中央区住吉五丁目13番1号**

商号又は名称 **住吉設備設計事務所**

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、**株式会社浜松設備設計 代表取締役 浜松 太郎**を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札書及び見積書の提出、業務委託契約（その後の変更契約も含む）の締結、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に協定書において定めるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の共同体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、業務の完了にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 当企業体の構成員は、委託契約の履行、下請契約その他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

記入漏れに注意する。

第11条 当企業体の取引金融機関は、**はままつ銀行**とし、当企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日まで脱退することはできない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に基づく協定書に規定する出資の割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 17 条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な業務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 18 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 19 条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員のうちから、代表者を変更することができる。

(解散後の契約不適合責任)

第 20 条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 21 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

株式会社浜松設備設計外 1 社は、上記のとおり浜松設備設計等経常共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 2 通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するものとする。

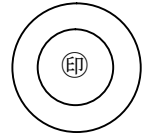
令和 7 年 2 月 3 日

協定書の締結日を記入する。

住所 浜松市中央区元城町 1 0 3 - 2

商号又は名称 株式会社浜松設備設計

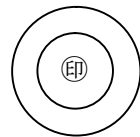
代 表 者 代表取締役 浜松 太郎



住所 浜松市中央区住吉五丁目 1 3 番 1 号

商号又は名称 住吉設備設計事務所

代 表 者 住吉 花子



浜松設備設計等経常共同企業体協定書第8条に基づく協定書

浜松市発注に係る建設工事関連業務委託については、**浜松設備設計等経常共同企業体協定書第8条**の規定により、当企業体の構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

出資の割合	商号又は名称	株式会社浜松設備設計	60%
	商号又は名称	住吉設備設計事務所	40%

設計等経常共同企業体の構成員に浜松市内に本店を有しない者が含まれる場合における当該共同企業体の代表者の出資比率の最小限度基準は、50%以上とする。

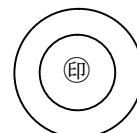
株式会社浜松設備設計外1社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するものとする。

令和7年2月3日

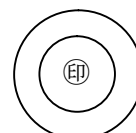
協定書の締結日を記入する。

浜松設備設計等経常共同企業体

住所	浜松市中央区元城町103-2
商号又は名称	株式会社浜松設備設計
代 表 者	代表取締役 浜松 太郎



住所	浜松市中央区住吉五丁目13番1号
商号又は名称	住吉設備設計事務所
代 表 者	住吉 花子



業 者 情 報 入 力 票

1 共同企業体情報

フリガナ	ハママツセツビセッケイトウケイジョウキョウドウキギョウタイ		
共同企業体名	浜松設備設計等経常共同企業体		
住 所	〒４３０－８６５２ 浜松市中央区元城町１０３－２		
電話番号	０５３－４５７－２１７６	FAX番号	０５０－３７３０－３７１３
メールアドレス	tyotatu@city.hamamatsu.shizuoka.jp		
代 表 者	商号又は名称	株式会社浜松設備設計	
	氏 名	浜松 太郎	役 職 代表取締役

↑
役職名がない場合は、「なし」と記入する。

2 希望業種・部門

希望する業種の希望欄、希望する部門の希望欄のそれぞれに○を付けてください。

業種番号・業種	希望	希望順位	部門	希望
01 測量			測量一般	
			地図の調整	
			航空測量	
02 建築関係 コンサルタント	○	1	建築一般	
			意匠	
			構造	
			暖冷房	○
			衛生	○
			電気	○
03 土木関係 コンサルタント			河川、砂防及び海岸・海洋	
			港湾及び空港	
			電力土木	
			道路	
			鉄道	
			上水道及び工業用水道	
			下水道	
			農業土木	
			森林土木	
			水産土木	
			廃棄物	
			造園	
			都市計画及び地方計画	
			地質	
			土質及び基礎	
			鋼構造及びコンクリート	
			トンネル	
			建設環境	
			機械	
			施工計画、施工設備及び積算	
			電気電子	
04 地質調査			地質調査	
05 補償関係 コンサルタント			土地調査	
			土地評価	
			物件	
			機械工作物	
			営業補償・特殊補償	
			事業損失	
			補償関連	
			総合補償	
			不動産鑑定	
			登記手続き等	